

(資料7)

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画
・制作,放送等実施業務の取扱事業者の選定について(案)

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画・制作,放送等実施業務の取扱事業者の選定は,企画競争方式によるものとし,提案に係る評価方法等については,以下のとおりとする。

- 1 評価項目,評価基準及び配点
別紙1のとおり
- 2 評価方法
別紙2のとおり

評価項目、評価基準及び配点(案)

評価項目		評価基準	配点	
1. 広報内容の妥当性等			70	
① 表現内容		<input type="checkbox"/> 裁判員制度広報であることが明示されているか。	5	50
		<input type="checkbox"/> 裁判員制度に対する国民の現実的関心を喚起するという目的に照らし、訴求ポイントが効果的に盛り込まれているか。	20	
		<input type="checkbox"/> 視聴者の関心を惹き付ける工夫された作りとなっているか。	15	
		<input type="checkbox"/> 視聴者が見て分かりやすいものになっているか。	10	
② 相応しさ		<input type="checkbox"/> 最高裁判所の広報として相応しく品位をもった内容といえるか。	10	10
③ その他の評価要素		<input type="checkbox"/> 上記基準以外に創造性又は新規性等において評価できる要素があるか。	10	10
2. 出稿計画			30	
		<input type="checkbox"/> テレビスポットCMについて1500GRP以上を目指しつつ、最大効率のリーチ及びフリークエンシーを獲得するような効果的な出稿計画となっているか。また、ラジオスポットCMについて、AMラジオ局で50本程度の放送枠を確保した上で、効果的な出稿計画となっているか。	15	30
		<input type="checkbox"/> 放送実施局は、全ての都道府県での放送がカバーされているか。	5	
		<input type="checkbox"/> 新聞、雑誌等の活字媒体の出稿時期を踏まえた効果的な出稿計画となっているか。	10	
3. 実施方法の妥当性			25	
		<input type="checkbox"/> 企画内容の調整期間、編集、試写等の日程が具体的に提示され、スケジュールに無理がなく、実現可能なものといえるか。	15	25
		<input type="checkbox"/> 制作方法(例:ロケ地等)に無理がなく、実現可能なものといえるか。	10	
4. 実施主体の適格性			55	
① 実施体制の適格性		<input type="checkbox"/> 全国の民放各局とスポットCMの枠取り事務を行うことができる旨の申立てがあり、会社の概要等から、本業務の実施が可能といえるか。	10	55
		<input type="checkbox"/> クリエイティブ関係等のスタッフ体制・機構図から、本業務に遂行可能な人員が確保され、制作開始から放送実施まで一括して業務管理できる体制といえるか。	15	
		<input type="checkbox"/> 制作にかかわるクリエイティブのスタッフは優れているか。	10	
② 広報の実績		<input type="checkbox"/> 過去3年間に行った国(地方公共団体を含む。)又は民間企業のスポットCMの企画・制作は優れているか。	10	
③ 広報効果測定		<input type="checkbox"/> 広報効果の測定の実施手続及び内容が適切であるか。	10	
5. 経済性			20	
		<input type="checkbox"/> 本企画に要する経費は、適正かつ経済的に積算されているか。	20	20
合計			200	

提案等に関する評価要領(案)

1 評価及び評定

- (1) 提案等の評価は、学識経験者等の第三者(以下「有識者委員」という。)及び事務担当者(以下「その他の委員」という。)から構成される裁判員制度広報企画評価等検討会において行う。
- (2) 有識者委員及びその他の委員は、提案者からの提案等に関し、別紙1の各評価項目について、評定を行う。
- (3) 上記(2)の評定は、別紙1の各評価項目について、下表に掲げる評定の基準に従って行う。

評定の基準	
非常に良い	10
良い	8
やや良い	6
普通	5
やや悪い	4
悪い	2
非常に悪い	0
(備考)	
1 評定については、以下の換算式によって得た値をその点数とする。 なお、他の提案者との相対的な評価に基づき、特に必要と認められる場合は、評定の基準における数値を9, 7, 3又は1とすることができる。	
$\text{【評定の基準における数値】} \times \frac{\text{【各評価項目の配点】}}{10}$	
2 評定の基準における数値を9以上又は2以下とする場合は、それぞれその理由を付すものとする。	

2 評定結果の得点換算

次の換算式によって得た値(その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を得点として与える。

$$\text{【各提案者の得点】} = \frac{\text{【有識者委員の得点の総計】}}{\text{【評定した有識者委員数】}} + \frac{\text{【その他の委員の得点の総計】}}{\text{【評定したその他の委員数】}}$$